

豊丘村創業支援事業補助金 申請チェックシート

このシートにより、新たに営む事業が創業支援事業補助金の対象になるか事前に確認ください。

【対象者】以下の要件を全て満たす方が対象です。

- 次の①②のいずれかに当てはまること。
 - ① 創業前、または創業5年以内の中小企業者（個人・法人）（※）であること。
 - ※創業の定義……・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
 - ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その会社が事業を開始すること。
 - ② 既に事業を営んでいる事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだことを契機に業態転換し、新事業・新分野に進出する「第二創業」の前、または第二創業後（業態転換後）5年以内であること。
- 法人の場合、豊丘村内に本店を置いていること（予定含む）。
- 個人事業主の場合、豊丘村内に主たる事業所を置き、かつ豊丘村民であること（予定含む）。
- 事業所を新たに開設すること（開設する事業所の要件は次項のとおり）。
- 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- 大企業またはその役員から50%以上の出資を受けている等、実質的に大企業の支配下にある「みなし大企業」でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないこと。
- 豊丘村及び他の自治体に対し税・料金の滞納がないこと。
- 新たに営む業種が、農業、林業、漁業、病院等、パチンコ店、興信所、集金業・取立業、易断所、宗教、政治・経済・文化団体等でないこと。
- 新たに営む業種が、長野県中小企業制度資金の融資対象となる事業であること。
- 経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識が全て身につく指導（特定創業支援事業）を、商工会経営指導員により、4回以上（1ヶ月以上の期間）受けること（予定含む）。
- 過去にこの補助金を受けていないこと
- 国・県・その他の機関等から同様の趣旨の補助金を受けている場合は、申請の際に申し出ること。

【事業所の開設について】開設する事業所は、以下の要件を全て満たすものが対象です。

- 事業規模拡大に伴い開設する村内の事業所（事務所、店舗、工場等）であること。【規模縮小のための移転は対象外】
- 自宅建物を増改築して事業所を設ける場合は、事業用のスペースが居住スペースと明確に区分できること【明確に区分できない場合は対象外】。
- 賃貸借、新築、増改築、改修（リフォーム）、中古建物売買のいずれかの事由により事業所を開設するものであること。
- 賃貸借の場合、申請日の3ヶ月前に賃貸借契約しているか、申請日から3ヶ月以内に契約する予定であること。
- 申請日以降に開設する事業所であること【申請日時点で事業所を開設している場合は対象外】
- 仮設または臨時の店舗等、その設置が恒常的でない事業所でないこと。

※中小企業者の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が <u>3億円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>300人以下</u> の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が <u>1億円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>100人以下</u> の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が <u>5千万円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>100人以下</u> の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が <u>5千万円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>50人以下</u> の会社及び個人